

# 「和歌山県地域包括ケアシステム推進プラン」作成業務委託仕様書

1 委託業務名 和歌山県地域包括ケアシステム推進プラン作成業務

2 委託期間 平成29年契約の日から平成30年3月30日

## 3 業務内容

### (1) 地域包括ケアシステム構築のための地域資源情報等の調査分析

既存の調査情報を体系的に整理し分析するとともに、地域包括ケアシステム構築に必要な地域資源情報に関し、調査・分析を実施すること。

- ①既存の調査情報に関する情報収集及び整理分析を行うこと。
- ②地域包括ケアシステム構築に必要な地域資源情報等（在宅医療・介護連携含む）について調査分析すること
- ③市町村毎の在宅医療及び介護需要の将来推計の分析を行うこと。
- ④平成28年度に県が実施した「和歌山県高齢者等生活意識調査（別添1～3）」、県内市町村が実施する「在宅介護実態調査（別添4～5）」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（別添6）」のデータ整理、分析すること。
- ⑤全国的な状況、県全体等と比較してそれぞれの課題を客観的に把握できる資料を市町村毎に作成すること。

### (2) 地域包括ケアシステム推進プラン（以下「プラン」という。）と医療計画との整合性の確保

プラン及び医療計画については、平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することから、基礎データ、サービス必要量等の推計について整合性を確保すること。

- ①人口推計等の基礎データや、退院後に介護施設等を利用する者、退院後又は介護施設等の退所後に在宅医療・介護を利用する者の数等の推計について、医療計画との整合性を確保すること。
- ②特に、地域医療構想、療養病床転換等の動向を踏まえ、在宅医療等の新たなサービス必要量について、医療計画との整合性を確保すること。

### (3) 地域包括ケアシステム構築のための県業務支援

地域包括ケアシステム構築のために行う県の各種業務について支援を行うこと。

- ①地域包括ケアシステムの実現に向けて県が必要な施策を検討するために必要な調査資料や分析結果を提示し、県の施策方向性について提言すること。

- ア 市町村の介護保険運営への支援策
- イ 環境整備（社会環境、生活環境）
- ウ 関係機関への支援（課題や将来見通しも含めて）
- エ 施設整備（将来の必要見込みも含めて）
- オ 人材確保（将来の需給見込みも含めて）
- カ 在宅医療・介護連携（課題や将来見通しも含めて）
- キ 和歌山県の介護保険施策方向性（将来の方向性も含めて）
- ク 地域包括ケア「見える化」システム（国から提供される見える化データ）の分析、プランへの提案
- ケ 介護予防・重度化防止策の提言（具体的な内容）
- コ その他介護保険行政に必要な事項

- ②プラン策定を検討するための県専門家会議等の運営を支援すること。

- ア 県長寿社会対策推進会議 委員20名程度
- ・平成29年7月～平成30年3月の間に、和歌山市内で計8回程度予定（第1回会議開催日は、7月上旬を予定）
  - ・会議資料の作成、当該資料の説明及び質疑応答
  - ・会議運営費用の支払い
    - ◆会場費（設備利用料含む）及び会議茶菓費用（委員報酬及び旅費は除く）
  - ・議事録作成
    - ◆会議に出席し議事を録取し、終了翌日から2日以内（休祭日除く。以下同じ）に反訳データを提出し、県事務局において確認校正する。
- イ 圏域調整会議
- ・県振興局（計7箇所）において、管内市町村の情報や意見を集約するため、平成29年8月～11月の間に県が開催する。
  - ・調整会議 2巡（7圏域市町村個別1巡、7圏域毎1巡）
  - ・会議への出席（14回程度）
  - ・会議資料の作成（市町村別分析資料、地域資源状況）
  - ・会議記録作成（施設整備予定、市町村の取組状況、市町村の取組状況、市町村課題、圏域調整状況、合意内容、圏域課題等聞き取り内容）
- ウ 協議の場（医療・介護の体制整備に係る協議の場）
- ・県振興局（計7箇所）において、管内市町村や関係者を交えて、プランを策定する上で、医療計画との整合性を確保するための協議の場を、平成29年8月～11月の間に県が開催する。
  - ・協議の場 2巡程度
  - ・会議への出席（14回程度）
  - ・会議資料の作成
  - ・会議記録作成
- ③プラン素案作成及びパブリックコメント等の意見集約を行うこと。
- ア プラン素案の作成
- ・「現計画」並びに「国からの第7期基本指針」を踏まえ、県長寿社会対策推進会議、圏域会議および協議の場での意見等を反映した地域包括ケアシステムを推進するためのプラン素案を提示すること。
- イ プラン案意見照会用印刷物の作成
- ・素案、パブリックコメント用修正素案、パブリックコメント後修正案、各200部印刷、データと共に県長寿社会課へ納品
- ウ パブリックコメント等の意見集約
- ・素案に関する県長寿社会対策推進会議の意見修正後の最終素案に対し、県でパブリックコメントを募集するが、それに対する意見を内容毎に集約し、報告すること。（パブリックコメント締切後3日以内にデータ納品）
- ④プラン最終案作成及び印刷を行うこと。
- ア プラン最終案について、グラフ、図、イメージイラスト等を適宜追加し、デザイン、レイアウト等を県と協議のうえ作成すること。
- イ 本編 A4版 180ページ程度 無線綴じ 1,000部
- ウ 概要版 A4版、50ページ程度 中綴じ ルビなし1,500部、

ルビつき 500 部

#### エ 印刷仕様

- ・総合評価値が80以上
- ・植物由来の油を含有したインキを使用
- ・環境マークを表示
- ・再生利用しにくい加工が施されていない。
- ・紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていない。
- ・リサイクル適正を表示する。
- ・SPコードつき
- ・2色刷、ただし表紙及び7圏域地域資源マップ等一部4色刷（20ページ以内）

#### (4) 関係機関等への配布及び広報用データの作成

##### ①関係機関等への配布すること。

県内市町村30、振興局8、県内図書館30、各都道府県46、長寿社会対策推進会議関係委員20程度、関係団体20程度

##### ②広報用データ（ホームページ掲載用データ）の作成

広報用データについては、極力データ容量を軽量化するとともに音声読み取り対応データとすること。

#### (5) 成果物提出期限 平成30年3月30日

##### ①プラン印刷物 3,000部（本編1,000部、概要版2,000部）

配布委託あり

##### ②プラン関係データ一式

ア プランデータ（エクセル、ワード等のデータ加工可能なもの及びPDFファイル）

イ 音声認識対応のホームページ用ファイル

#### 4 業務の履行

業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、経験と専門技術を有する担当者を用いるものとし、また業務の必要に応じて県庁内に担当者を適宜配置するなど十分な人員体制により県担当者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

#### 5 その他

(1) 受託者は、この契約による業務の処理により、直接又は間接に知り得た内容を、一切、第三者に漏らしてはいけない。

(2) 実施要領、仕様書に記載のない事項は、別途指示又は委託事業者と協議の上決定する。

#### <参考>

・和歌山長寿プラン2015（第7次和歌山県老人福祉計画・第6次和歌山県介護保険事業支援計画）

(URL:<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/plan/>)

## 別紙 1

### 企画提案書の記載内容

- 1 地域包括ケアシステム推進プランを策定するにあたって必要な地域資源情報に関する考え方について
  - ・必要な地域資源情報に関する考え方
  - ・情報収集にあたってのコンセプト
  - ・和歌山県の地域資源の現状についての考え方
- 2 医療計画との整合性の確保に関する考え方について
  - ・整合性を確保するにあたり、重要と考える点
- 3 地域包括ケアシステム構築のための県業務支援の考え方について
  - ・本業務を実施するにあたり、重要と考える点
  - ・和歌山県の地域包括ケアシステムの現状に関する考え方
  - ・新プランを策定する上で、構成案など基本的な考え方
  - ・どのような情報をどのように分析し、施策提言につなげるか
- 4 執行体制、策定スケジュール
  - ①委託業務の執行体制
    - ・どのような考え方に基づいて執行体制を編成したか
    - ・担当者（責任者）の実績、資格等
  - ②策定スケジュール
    - ・本業務を実施するにあたり、計画書策定までのスケジュールの提案など
- 5 独自提案項目 その他自由意見  
※任意